

見積提案型競争入札の試行

－見積を活用する積算方式－

1 概要

見積提案型競争入札（以下「見積提案方式」という。）は、標準的な積算基準に基づく設計金額の算出が困難な工事や見積価格が大部分を占める設計金額の工事で、発注者が積算した設計金額と当該工事現場の施工金額（以下「実勢価格」という。）に乖離が生じ、入札の不調・不落あるいは極端な低入札の発生につながるおそれがある工事について、入札に参加しようとする者からの見積書（以下「入札参加者見積書」という。）を参考にして再積算した設計金額に基づき予定価格を設定し、入札を執行する方式です。

見積提案方式の採用により、現場条件に適した予定価格やより実勢価格に添った予定価格の設定及び円滑な入札契約事務の執行を目指します。

2 試行開始時期

- ・ 平成22年11月から試行を開始します。

3 対象工事

次の条件を満たすもののうち、当該発注機関の長が選定した工事とします。

- ①積算段階で徴取した見積書の価格から算出した合計金額が下記の工事で、極端な低入札の発生につながるおそれがある工事
 - ・ 土木工事：1,000万円以上かつ、直接工事費に占める割合が概ね50%以上
 - ・ 建築工事：3,000万円以上かつ、直接工事費に占める割合が概ね50%以上
- ②不調・不落となった入札の再度公告入札案件のうち、県積算価格と実勢価格とが乖離していると思われる工種を含む工事
- ③これまでの実績から、県標準積算基準による積算価格と実勢価格に乖離が生じる可能性があると思われる工事

4 入札方式

- ・ 原則として一般競争入札（事前審査型）を適用します。
 - ・ 設計金額は金額に関わらず事後公表とします。
- ※ 別紙（「見積提案方式」による一般競争入札の手順）を参照

5 入札参加者見積書

- ・ 見積を求める材料等は入札公告に明記します。
- ・ 入札参加者見積書を提出しない場合は入札に参加できません。
- ・ 入札参加者見積書に記載した金額は、特別な理由がない限り、入札時に提出する入札見積明細書での変更を認めません。

6 入札参加者へのヒアリング

- ・ 入札参加者見積書の妥当性を確認するため、入札参加者全員に対して価格算出の妥当性を裏付ける資料の提出を求めるとともにヒアリングを実施します。
- ・ 入札参加者見積書の金額と入札時に提出された入札見積明細書の金額に乖離がある場合は、当該入札参加者に対してヒアリングを実施します。

7 入札の無効

- ・ 入札参加者見積書の金額と入札時に提出された入札見積明細書の金額に乖離がありその理由に妥当性が認められない場合は、その者が行った入札を無効とします。

「見積提案方式」による一般競争入札の手順

【入札参加者の標準的な手続き】

